

大分市教育ビジョン 2025 (素案)

大分市教育委員会

1 策定の趣旨	p 1
2 位置付け	p 1
3 対象範囲	p 1
4 計画の期間	p 1
5 基本理念	p 2
6 基本理念の実現に向けて	
(1) 6つの基本方針	p 2
(2) 2つの視点〈「縦の接続」と「横の連携」〉	p 3
7 指標	p 4
8 点検・評価	p 4
9 重点施策の体系（構成図）	p 5
10 施策の展開	p 6

基本方針 1 ▶ **生きる力を育む学校教育の充実**

重点施策(1) 知・徳・体のバランスのとれた力の育成	p 6
重点施策(2) 社会の変化への対応	p 7
重点施策(3) 特別支援教育の充実	p 8
重点施策(4) 幼児教育の充実	p 9
重点施策(5) 「縦の接続」による教育の展開	p 9
目標設定（指標）	p11

基本方針 2 ▶ **こどもたちの学びを支える教育環境の充実**

重点施策(1) 全てのこどもの学びの保障	p12
重点施策(2) 時代の変化に対応した教育環境の整備	p13
重点施策(3) 教職員の資質能力の向上及び働き方改革の推進	p14
重点施策(4) 地域とともにある学校づくりの推進	p15
目標設定（指標）	p16

基本方針 3 社会教育の推進と生涯学習の振興

重点施策(1) 生涯学習支援体制の充実	p17
重点施策(2) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上 ...	p19
目標設定（指標）	p20

基本方針 4 個性豊かな文化・芸術の創造と発信

重点施策(1) 芸術の振興と発信	p21
重点施策(2) 文化財の保存・活用	p22
目標設定（指標）	p24

基本方針 5 スポーツの振興p25

基本方針 6 人権を尊重する社会づくりの推進

重点施策(1) 学校教育における人権教育の推進と充実	p26
重点施策(2) 社会教育における人権教育の推進と充実	p27
重点施策(3) 人権啓発の推進	p27
目標設定（指標）	p28

■ 参考資料

○ 指標一覧	p29
○ 用語解説	p31

1 策定の趣旨

- ◆ 本市教育行政の方向や施策を総合的・体系的に示す「大分市教育ビジョン 2025」を策定します。

2 位置付け

- ◆ 「大分市教育ビジョン 2025」は、本市の最上位計画である大分市総合計画の基本理念の実現を教育の分野から目指すものとして位置付け、大分市教育大綱の趣旨を反映させるとともに、教育基本法第 17 条第 2 項に規定される各地方公共団体が策定する「教育振興基本計画」として位置付けます。

【関連図挿入】

(まちづくりの総合的方針)

大分市総合計画



(教 育 分 野) 教育大綱 ⇔

大分市教育ビジョン

⇔ 市の関連計画

国教育振興基本計画、県長期教育計画

3 対象範囲

- ◆ 本市教育委員会の施策や事業を対象としています。
本計画の対象範囲に含まれない施策や事業で、教育委員会が関係するものについては、大分市総合計画及び他の分野計画などに基づき、関係部局と連携しながら推進します。

4 計画の期間

- ◆ 2025（令和 7）年度から 2029（令和 11）年度までの 5 年間としています。

2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)	2030年度 (R12年度)	2031年度 (R13年度)	2032年度 (R14年度)	2033年度 (R15年度)	2034年度 (R16年度)
● 大分市総合計画 <基本構想 (2025(R7)年度～2034(R16)年度)>									
基本計画<第1次>2025(R7)年度～2029(R11)年度					基本計画<第2次>2030(R12)年度～2034(R16)年度				
《5年間》					《5年間》				
● 大分市教育大綱 2025(R7)年度～2029(R11)年度									
● 大分市教育ビジョン 2025(R7)年度～2029(R11)年度									

5 基本理念

未来を創る人を育み、一人一人の幸せにつながる教育

未来に向けて自らが社会の創り手となり、変化の激しい時代をたくましく生き抜く人材を社会全体で育成します。

また、一人一人の個性と人権が尊重され、誰もが生涯にわたって学び、文化・芸術・スポーツに親しみ、ともに成長し合い、幸せを実感できる社会を目指します。

6 基本理念の実現に向けて

(1) 6つの基本方針

大分市教育ビジョンの基本理念の実現に向け、6つの基本方針を定め、計画を推進します。

基本方針1 生きる力を育む学校教育の充実

幼児期の教育から小学校・中学校教育、その先の学校や社会との連携・接続を図りつつ、「確かな学力」「豊かな人間性と社会性」「健やかな心身」をバランスよく育成するとともに、未来に向けて自らが社会の創り手となり、変化の激しい時代をたくましく生き抜く人材を育成します。

基本方針2 こどもたちの学びを支える教育環境の充実

複雑化・多様化する課題に対応するための相談支援体制の充実や障がいのあるこども等の教育ニーズに対応するインクルーシブ教育システムの実現など、誰一人取り残されない学びの保障に向けて取り組むとともに、こどもたちの安全を守るための環境整備や教職員の資質能力とウェルビーイングの向上により、学びの土壌や環境を良い状態に保つことで、こどもたちに質の高い学びの場を提供します。

基本方針3 社会教育の推進と生涯学習の振興

市民一人一人のウェルビーイング実現に向けて、誰もが生涯にわたって、社会を生き抜く上で必要な力を身につけることができる環境づくりを進めるとともに、学校・家庭・地域の連携・協働を推進し、地域全体でこどもたちの学びや成長を支える仕組みを構築します。

基本方針4 個性豊かな文化・芸術の創造と発信

文化・芸術に親しみ触れ合うことができる環境づくりを推進するとともに、地域に受け継がれてきた文化財や伝統文化等の魅力ある文化・芸術資源を幅広い分野で活用することのできるまちづくりを進めます。

基本方針5 スポーツの振興

市民の誰もが身近な場所で主体的に自分の興味・関心・適性等に応じてスポーツに参画できるよう、生涯スポーツの推進、競技スポーツの振興、指導・支援する人材の育成に努めます。また、スポーツがもたらす社会的・経済的効果を活用したまちづくりを推進します。

基本方針6 人権を尊重する社会づくりの推進

全ての人々の人権が尊重され、多様性を認め合い、相互に共存し得る豊かな社会の実現に向け、あらゆる差別の解消を目指し、様々な人権問題への正しい理解と認識を深めるとともに、真に人の痛みが分かり、思いやりとやさしさに満ちた感性豊かな人間性を育む教育・啓発の推進に努めます。

(2) 2つの視点＜「縦の接続」と「横の連携」＞

本市では、基本方針に基づく施策を総合的に推進する上から、「縦の接続」と「横の連携」の視点による、つなぎ・つながる教育の展開を図ります。

「縦の接続」

● 学校教育段階はもとより生涯学習社会の実現の観点から、一人一人が、よりよく生きるための意欲と力を生涯にわたって高め、豊かなものにしていくことが大切です。



「縦の接続」

社会・
上級学校へ

高等学校

中学校



学 校



家 庭



地 域

小学校

就学前

「横の連携」

● 社会全体で連携・協働して教育に取り組むことは、一人一人の主体的な参画によるコミュニティづくりや、よりよい社会づくりに資する上から重要です。



「横の連携」

● 家庭教育と幼児教育、幼児教育と小学校、小学校と中学校など、それぞれの教育の役割や校種ごとの目標の達成に留意しながら、円滑な接続を図ることが大切です。



● 社会の様々な世代の人々や組織等が多様な形態で教育に関わることは、働くことや、社会とつながり社会に参画することの意義を身をもって子どもたちに示し、将来に向けてその視野を広げ、生きる意欲を高めることにもつながります。



※上記の「小学校」は、義務教育学校の前期課程（第1学年から第6学年）、「中学校」は、義務教育学校の後期課程（第7学年から第9学年）を含みます。

7 指標

- ◆ 本計画において、学校、家庭、地域と行政が連携・協働して取り組む様々な具体的施策の進捗について、市民に分かりやすく示すため、計画の最終年度である 2029(令和 11)年度を目標とする指標を基本方針毎に設定しています。なお、指標の数値は、年間の数値です。

8 点検・評価

- ◆ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、本計画に示した具体的施策について年度ごとにその進捗状況を点検・評価し、各施策の展開の仕方について、必要な見直しを図ります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律〔1956(昭和 31)年法律第 162 号〕

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

9 重点施策の体系（構成図）

〈基本理念〉

〈基本方針〉

〈重点施策〉

未来を創る人を育み、一人一人の幸せにつながる教育

1 生きる力を育む学校教育の充実

- (1) 知・徳・体のバランスのとれた力の育成
- (2) 社会の変化への対応
- (3) 特別支援教育の充実
- (4) 幼児教育の充実
- (5) 「縦の接続」による教育の展開

2 こどもたちの学びを支える教育環境の充実

- (1) 全てのこどもの学びの保障
- (2) 時代の変化に対応した教育環境の整備
- (3) 教職員の資質能力の向上及び働き方改革の推進
- (4) 地域とともにある学校づくりの推進

3 社会教育の推進と生涯学習の振興

- (1) 生涯学習支援体制の充実
- (2) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

4 個性豊かな文化・芸術の創造と発信

- (1) 芸術の振興と発信
- (2) 文化財の保存・活用

5 スポーツの振興

*2017（平成29）年度よりスポーツ振興に関する事務を市長部局に移管したため、「基本方針5『スポーツの振興』」における施策については、「大分市スポーツ推進計画」にて掲載しています。

6 人権を尊重する社会づくりの推進

- (1) 学校教育における人権教育の推進と充実
- (2) 社会教育における人権教育の推進と充実
- (3) 人権啓発の推進

10 施策の展開

基本方針1

生きる力を育む学校教育の充実

教育は人格の完成を目指して行われるものであり、人権尊重を基盤に子どもたち一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばし、将来にわたって幸福でより良い人生を送ることができるようにすることが大切です。

近年、少子化・人口減少、グローバル化への対応等の社会課題が存在する中、先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた「Society 5.0（超スマート社会）」時代を見据え、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働しながら、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の新たな創り手となることが求められています。

重点施策(1)

知・徳・体のバランスのとれた力の育成

現状 及び 課題

多様な個々の状況に応じて、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の確かな学力の育成を図る必要があります。

また、子どもたちの豊かな情操や道徳心を培い、親切、思いやり、感謝、公正、公平、自他の生命の尊重、自己肯定感、人間関係を築く力等を育むことが重要です。

加えて、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質・能力を育成するとともに、生活習慣の確立や学校保健の推進等により、心身の健康の増進と体力の向上を図ることが求められています。

具体的施策①

確かな学力の定着・向上

主な取組	○ 国・県・市主催の学力調査等の実施を通して、児童生徒の学力や学習状況を継続的に把握・分析し、指導方法の工夫改善に努めます。 ○ 国語科の授業で書く力等を育成し、付けた力を他教科等で反復的に活用させる指導方法の工夫改善に努めます。 ○ 家庭との連携を図る中、一人1台端末等の活用を通し、各学年の発達の段階や児童生徒一人一人の実情に応じた家庭学習の充実に努めます。 ○ 小学校における教科担任制の導入など、教員の専門性を生かした指導体制の充実に努めます。 ○ 管理職等による日常的な授業観察・互見授業や指導主事・教科指導マイスターによる学校訪問等を通し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善及び教員の授業力の向上に努めます。 ○ 学校の実情や児童生徒一人一人の学習の実態に応じ、習熟度別指導や少人数指導、個別指導等を柔軟に取り入れるなど、個に応じた指導の充実に努めます。
------	---

具体的施策②

豊かな人間性と社会性の育成

主な取組	○ 道徳科の授業において、物事を多面的・多角的に捉え、自己の生き方について考えを深めさせる「考え、議論する道徳」の実現に向け、多様な指導方法の工夫改善を図るなど、道徳科を要とした、道徳教育の充実に努めます。 ○ 学校図書館の蔵書の整備や学校図書館支援員の配置等により、学校図書館の充実に努めるとともに、授業における学校図書館の利活用などを通し、児童生徒の幅広い読書活動を推進します。 ○ 家庭や地域と連携・協働し、自然体験や社会体験など、豊かな人間性や社会性を育む多様な体験活動の充実に努めます。 ○ 豊かな創造性や感性を育むため、優れた芸術作品の鑑賞など、文化・芸術活動に触れる機会の提供に努めます。
------	---

具体的施策③ 健やかな心身の育成

主な取組	○ 体力・運動能力、運動習慣等調査から、児童生徒の体力の状況や生活習慣等を分析し、学校の教育活動全体を通じた体育・健康に関する指導の一層の充実を図ります。 ○ 専門的知識をもった運動指導者等の派遣により、体育・保健体育の授業における教員の指導力及び児童生徒の体力の向上を図ります。 ○ 学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の発達の段階に応じた、生活習慣に関する指導、がん教育、性に関する指導、喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導など、健康教育の充実に努めます。 ○ 生涯にわたって健康的な歯と口を維持するため、歯と口の健康づくりを推進します。 ○ 食に関する指導を計画的に実施するとともに、保護者に対し、偏った栄養摂取による心身への影響や食の重要性を周知するなど、学校と家庭の両面から取り組み、望ましい食習慣の形成を図ります。
------	---

重点施策(2) 社会の変化への対応

現状 及び 課題

予測困難な時代において、社会の持続的な発展のため、社会を形成する一員であるという認識を持ち、自ら課題を見つけ、主体的に判断・行動し、問題を解決する資質・能力を育成していく必要があります。

また、グローバル化や情報化が進展する社会の一員として活躍できる人材を育成することが求められています。

具体的施策① 社会の変化に対応する力の育成

主な取組	○ 総合的な学習の時間をはじめ、児童生徒が主体的に課題を自ら発見し、多様な人と協働しながら課題を解決する探究学習やSTEAM教育等の教科等横断的な学習の充実を図ります。 ○ 自然災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解させるなど、防災教育の充実に努めるとともに、学校や地域の実情に応じ、火災や地震、津波等の災害発生を想定した避難訓練等を通して、自らの危険を予測し、回避する能力等の育成に努めます。 ○ 社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を育む主権者教育、適切な意思決定や消費行動に結びつけることができる資質・能力を育成する消費者教育の充実に努めます。 ○ 環境の保全やよりよい環境づくりのために、自ら考え実践する資質・能力を育む環境教育の充実に努めるなど、持続可能な社会づくりに関わる学習活動を推進します。
------	---

具体的施策② グローバル社会における人材育成に向けた教育の推進

主な取組	○ 我が国や郷土の歴史・伝統・文化についての理解を深め、これらに誇りと愛情をもつとともに、異文化・多様性を理解し、主体性・積極性・包摂性、社会貢献・国際貢献の精神、コミュニケーション能力等を身に付け、国際社会の一員として活躍できる人材の育成に努めます。 ○ 外国語指導助手（ALT）を活用し、異文化や生きた英語に触れる機会を充実することにより、興味・関心を高め、英語によるコミュニケーションを図る資質・能力の育成に努めます。
------	---

具体的施策③ 情報社会に対応した情報教育の充実

主な取組	○ 一人1台端末をはじめとするICTの利活用を日常化し、情報モラルを含む情報活用能力を育み、問題解決や価値創造ができる人材の育成に努めます。 ○ ICTを効果的に活用する指導方法の習得に係る研修やICTを活用した授業実践例などの情報提供を充実するなど、教員のICT活用指導力の向上を図ります。 ○ ICTを日常的かつ効果的に活用できるよう、デジタルコンテンツの充実を始めとした学校のICT環境の整備・充実に努めます。 ○ 生成AIを安全に使用できる環境を整備し、有効な活用方法に関する研修等を実施するなど、児童生徒の学びの充実や教職員の負担軽減を図ります。
------	---

重点施策(3) 特別支援教育の充実

現状 及び 課題

近年、特別な教育的支援を必要とするこどもは増加傾向にあり、一人一人の教育的ニーズに応じ、多様な学びの場において連続性のある適切な指導を行うとともに、合理的配慮の提供を行いながら必要な支援を行うなど、特別支援教育のさらなる充実が求められています。

また、教育、医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携を一層強化し、幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、切れ目のない支援を受けられるよう支援体制を整備することが重要です。

引き続き、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、一人一人の障がいの状態や発達の段階に応じた指導及び支援体制を一層充実させていく必要があります。

具体的施策① 一人一人の教育的ニーズに応じた教育の充実

主な取組	○ 合理的配慮の観点踏まえた個別的教育支援計画や個別の指導計画に基づき、一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実に努めます。 ○ 特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人一人の実態を適切に把握し、集団における授業の工夫や合理的配慮の提供に努めます。 ○ 一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援の充実に向けた研修を実施するなど、教職員の特別支援教育に関する専門的かつ実践的な指導力の向上に努めます。
------	--

具体的施策② 特別な支援を必要とするこどもに対する早期からの相談支援体制の充実

主な取組	○ 特別な支援を必要とする幼児とその保護者等に対して、計画的に巡回教育相談等を行い、就学までの手続き、就学後の学校生活における支援や家庭での接し方等の相談に応じるなど、相談体制の充実に努めます。 ○ 大分市相談支援ファイル「つながり」を特別な支援を必要とするこどもの保護者に配付するとともに、様式の見直しなど効率的かつ効果的な活用につなげ、個に応じた適切な支援の充実に努めます。
------	--

重点施策(4)

幼児教育の充実

現状 及び 課題

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担うことから、職員の専門性の向上を図るとともに、自発的な活動としての遊びを通して主体的な学びを促し、生きる力の基礎を育む教育・保育の充実が求められます。

また、幼児教育のさらなる充実に向けて、幼児教育・保育施設がより連携・協調していくことが重要です。

具体的施策①

教育・保育の質の向上

主な取組	○ 「大分市幼児教育・保育カリキュラム」の活用を促進し、幼児教育・保育施設において、カリキュラムの作成・評価・改善を行い、教育・保育の質の向上に努めます。 ○ 幼児教育・保育施設の合同研修を実施するなど、幼児教育・保育施設の教職員の資質及び専門性の向上を図ります。 ○ 幼児教育・保育施設における実践研究結果を他の幼児教育・保育施設と情報共有し、教育・保育を取り巻く諸課題やニーズについて相互理解を深めるなど、施設間の連携を推進します。
------	--

具体的施策②

地域における子育て支援の充実

主な取組	○ 幼児やその保護者が気軽に遊び、ふれあう場としての施設開放や心理や保健の専門家、地域の子育て経験者等と連携した子育て相談・講座・講演会の開催など、地域における子育て支援活動の充実に努めます。 ○ 地域の子育てニーズに対応することができるよう、幼児教育・保育施設が互いに子育て支援に関する情報共有を行い、地域における子育て支援の充実に努めます。
------	--

重点施策(5)

「縦の接続」による教育の展開

現状 及び 課題

幼児教育・保育施設から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校などの移行には連続性があることから、それまでの学びを意識して学校段階間における円滑な連携・接続を行うことが重要です。

また、児童生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア教育を促進する必要があります。

具体的施策①

幼保小連携の推進

主な取組	○ 幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、各小学校区において幼児と児童の交流活動やこどもの姿をもとにした教職員同士の研修の推進、架け橋期のカリキュラムの作成など、発達や学びに連続性のある幼保小連携の推進に努めます。 ○ 幼児や保護者が就学へ期待がもてるよう、教職員と保護者、幼児と児童の保護者同士の情報共有・意見交換等の機会の充実に努めます。
------	--

具体的施策② 小中一貫教育の推進

主な取組	○ 各中学校区における小中一貫教育の全体計画や年間指導計画に基づき、目指すこども像の共有をはじめ、児童生徒の合同行事や教職員の合同研修など、義務教育 9 年間を見通した系統性・連続性のある教育の充実に努めます。 ○ 児童生徒の心身の発達の変化や生徒指導上の諸課題、学力形成上の特質の違い等による小中の段差（いわゆる中 1 ギャップ）の軽減を図ります。
-------------	--

具体的施策③ キャリア教育の推進

主な取組	○ 高等学校等への進学や就職などの将来を見据えるなか、小中学校における継続的・発展的な取組を通し、一人一人の社会的・職業的自立に向け、児童生徒の適性や進路等に応じて必要となる資質・能力や態度を育むキャリア教育を推進します。 ○ 社会や職業との関連を重視しつつ、学校の特色や地域の実情を踏まえ、キャリア教育の目標や育成すべき資質・能力、各教科等との関連性を明確にした系統的な指導の充実に努めます。
-------------	--

目標設定（指標）

No.	指標	基準値 (2023 年度)	目標値 (2029 年度)
1	国・県・市主催の学力調査における全国平均以上の教科の割合	小学校 100 % 中学校 82.6%	小学校 100% 中学校 100%
2	授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ児童生徒の割合	小学校 79.3% 中学校 78.6%	小学校 90% 中学校 90%
3	学級の児童生徒との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができている児童生徒の割合	小学校 80.6% 中学校 79.6%	小学校 90% 中学校 90%
4	自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小学校 84.6% 中学校 81.2%	小学校 90% 中学校 90%
5	道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる児童生徒の割合	小学校 83.2% 中学校 86.7%	小学校 100% 中学校 100%
6	読書活動や体験活動等を通して、感動したり、自分の考えが広がったりしたと感じる児童生徒の割合	※独自調査 (2024 年度実施予定)	基準値 を基に算定
7	新体力テストにおける総合評価がC以上の児童生徒の割合	小学校 79.6% 中学校 83.7%	小学校 81% 中学校 86%
8	自分の健康で気を付けていることがある児童生徒の割合	小学校 83.2% 中学校 73.4%	小学校 90% 中学校 90%
9	地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合	小学校 75.2% 中学校 62.3%	小学校 90% 中学校 90%
10	総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組むことができる児童生徒の割合	小学校 70.5% 中学校 70.8%	小学校 90% 中学校 90%
11	自分の住んでいる国や他国の文化を知り、多様な人々と交流してみたいと思う児童生徒の割合	※独自調査 (2024 年度実施予定)	基準値 を基に算定
12	授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、週3回以上使用した児童生徒の割合	小学校 55.4% 中学校 60.6%	小学校 80% 中学校 90%
13	特別な支援を必要とする児童生徒に対して特性に応じた指導の工夫（板書、説明、教材提示の方法等）を行っている学校の割合	小学校 58.2% 中学校 60.7%	小学校 90% 中学校 90%
14	「育みたい資質・能力」を踏まえたカリキュラムを作成し、評価・改善を行っている施設の割合	81.0%	100%
15	子育て相談・講演や遊びの場の提供等を実施した施設の割合	27.7%	70%
16	校区幼保小連携推進協議会を年2回以上実施し、授業参観・保育参観を通じた協議を行った小学校の割合	22.0%	70%
17	中学校進学（7年生の進級）にあたり、不安よりも期待が大きいと感じる児童の割合	※独自調査 (2024 年度実施予定)	基準値 を基に算定
18	将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合	小学校 82.1% 中学校 66.8%	小学校 90% 中学校 85%

基本方針2

こどもたちの学びを支える教育環境の充実

学校教育に対するニーズの変化や教育現場が抱える様々な課題の複雑化・多様化により、学校に求められる役割が増す中、より豊かな教育環境を創造することが重要となっています。

そのため、こどもたちの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、支援の充実を図るとともに、いじめや不登校等、生徒指導上の諸課題への対応をはじめ、時代の変化に対応した教育環境を整備し、誰一人取り残されない学びの保障に向けて取り組む必要があります。

また、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが可能な限り共に過ごすための条件整備と一人一人の教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場の整備を両輪とするインクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進めることが重要です。

重点施策(1)

全てのこどもの学びの保障

現状 及び 課題

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、こどもの貧困対策を総合的に推進することが必要です。

また、いじめや不登校等、生徒指導上の諸課題への迅速な対応や、日本語指導、医療的ケアを必要とするこどもに対する支援の充実が求められています。

このため、経済的理由等により修学困難な児童生徒に対する就学支援や奨学資金制度の充実を図るとともに、複雑かつ多様な課題に適切に対応することができるよう、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフを活用するなど、支援体制の強化を図る必要があります。

具体的施策①

就学援助制度及び奨学資金制度の充実

主な取組	○ 教育の機会均等を図るため、こどもの貧困対策を踏まえ、就学援助制度の充実及び周知により、経済的理由から修学困難な児童生徒に対するきめ細かな支援に努めます。 ○ 給付型奨学資金制度及び返還免除型奨学資金制度の充実と努めるとともに、奨学資金制度の周知を図ります。
------	--

具体的施策②

特別な支援を必要とするこどもに対する支援体制の充実

主な取組	○ 児童生徒に対し、合理的配慮を踏まえた支援を行うため、補助教員を配置するなど、支援体制の充実努めます。 ○ 児童生徒一人一人の実態に応じ、日本語指導が必要な児童生徒に専任指導員及び講師を派遣し、日本語能力の向上に努めるとともに、保護者に通訳を派遣するなど、児童生徒の就学指導及び進路指導等における支援体制の充実を図ります。 ○ 日常的に医療的ケアが必要なこどもが在籍する学校に看護師を派遣し、医療的ケアを実施することにより、こどもの安全な学校生活及び教育活動の確保並びに保護者の負担軽減等、合理的配慮を図り、教育機会の保障に努めます。
------	--

具体的施策③ いじめ、不登校対策等の充実

主な取組	○ いじめ問題に対する認識を一層深めるとともに、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた実効的・組織的な取組の充実に努めます。 ○ 不登校の未然防止や初期対応等の実効的・組織的な取組を推進するとともに、不登校の理由に応じたアセスメントやICT等を活用した学習支援、学校内外での多様な学びの場の確保を行うなど、社会的自立に向け、誰一人取り残されない学びの保障に向けた取組を推進します。 ○ いじめ、不登校、児童虐待、ヤングケアラーなど複雑化・多様化する課題に迅速に対応するため、こどもの理解に立った組織的な相談・指導体制を強化します。 ○ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、学校と福祉部門の円滑な接続を図ります。 ○ 学級集団検査等を活用した多面的・多角的な児童生徒理解によるいじめや不登校の未然防止に努めます。
------	--

重点施策(2) 時代の変化に対応した教育環境の整備

現状 及び 課題

教育現場が抱える様々な課題の複雑化・多様化に対応するため、望ましい機能を的確に把握し、より豊かな教育環境を創造することが求められています。また、近年、自然災害やこどもへの犯罪が多発する中、学校内外における安全対策が求められています。

このため、学校施設の老朽化対策等において、バリアフリー化、省エネルギー化、ICT環境整備、防災機能強化等の視点に立った施設環境の充実など、教育環境の整備・充実に努めます。

具体的施策① 学校施設の老朽化対策等による教育環境の整備・充実

主な取組	○ 「大分市教育施設整備保全計画」に基づき、学校施設の計画的かつ効果的な老朽化対策等を実施し、バリアフリー化や省エネルギー化等を推進するとともに、トイレの洋式化や空調設備の設置等、時代のニーズに応じた教育環境の充実に努めます。 ○ 学校の実情に応じて、余裕教室を児童育成クラブとの複合化や防災備蓄の整備、放課後における児童の体験活動場所として提供するなど、学校施設の有効活用を図ります。
------	--

具体的施策② 地域等の実情に応じた教育環境の整備

主な取組	○ 小中学校の適正配置や通学区域制度の弾力的な運用など、地域等の実情に応じた教育環境の整備に努めます。
------	---

具体的施策③ 学校内外における安全対策の充実

主な取組	○ こどもの安全見守りボランティア等との連携による登下校の見守り活動の維持・改善を図るとともに、通学路における児童生徒の安全確保に向けた対策に努めます。 ○ 防犯カメラや公用携帯電話を活用し、学校における不審者対策等の危機管理体制の整備・充実に努めます。
------	--

具体的施策④ 教育データの利活用の推進

主な取組	○ 学習指導や生徒指導に関する情報を可視化・共有化するなど、教育データの利活用に向けた環境整備に努めます。
------	---

重点施策(3)

教職員の資質能力の向上及び働き方改革の推進

現状 及び 課題

教職員には、時代の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探究心をもち学び続けるとともに、こども一人一人の学びを最大限に引き出し、こどもの主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たすことが期待されています。また、「新たな教師の学びの姿」の実現に向けて、自律的に学ぶ主体的な姿勢や、教員の個性に即した個別最適な学び、教職員同士の学び合いなどを通じた協働的な学びが重要です。

加えて、教員が限られた時間の中で使命感をもって児童生徒の指導により専念できるよう、ICTの活用や様々な関係機関との連携・分担体制の構築など、学校における働き方改革を推進し、働きやすさと働きがいの両立した環境の実現を目指す必要があります。

具体的施策①

教職員の研修環境の充実

主な取組	○ 教職員としての高い使命感や倫理観とともに、職務遂行に必要な専門的知識や技能、広く豊かな教養、これらを基盤とする実践的指導力の向上を図るため、キャリアステージに応じた体系的かつ効果的な研修の充実に努めます。 ○ 教職員研修や学校の教育活動への支援等において、大学との連携を推進し、教職員の養成や研修の各段階を通じて、キャリアステージで求められる資質能力の向上に努めます。 ○ 自主参加のオンデマンド型研修や教科指導、学級経営、情報教育、特別支援教育、教育相談等、教職員のニーズに応じた放課後講座を実施するなど、教職員一人一人の主体的・自律的な研修意欲に基づいた研修の充実に努めます。
-------------	--

具体的施策②

教育センターにおける情報収集・発信機能の充実

主な取組	○ 各種調査・研究及び教育諸情報の収集・発信等の教育センターの機能充実に努めます。 ○ 教職員の優れた実践、こどものつまづきを解消する指導のポイント等を内容とする動画等を開発・配信します。
-------------	---

具体的施策③

学校における働き方改革の推進

主な取組	○ 大分市立学校における働き方改革推進計画に基づく取組をはじめ、「できることは直ちにいう」という考えの下、学校における働き方改革を推進します。 ○ 教職員出退勤管理システムの活用による適正な勤務時間管理や大分市勤務実態調査による実態把握などを踏まえ、教育委員会と学校が連携した支援体制の充実に努めます。 ○ 柔軟な授業時数の配当や運用において創意工夫ある教育課程の編成、実施に努めます。 ○ 業務のICT化をはじめ、一人1台端末の積極的な活用や汎用のクラウドツールを活用した教職員間での情報交換、各種手続に係る書類のペーパーレス化など、校務の負担軽減を図ります。 ○ 学校と地域との連携・協働により、持続可能な活動環境の整備を推進し、部活動の段階的な地域移行の実現に努めます。 ○ 全市一斉定時退勤日の拡充、調査・依頼事項の削減、校舎の施錠業務の見直し等により、長時間勤務の是正に向けた業務改善を進めます。 ○ 大学と連携し、教員を目指す学生が教職の魅力を感じられるような取組を充実するなど、教職の魅力発信に努めます。
-------------	---

重点施策(4)

地域とともにある学校づくりの推進

現状 及び 課題

学校の抱える課題が複雑化・困難化する中、困難な課題を解決していくため、学校はより一層地域に開かれ、地域と積極的に向き合う必要があります。

また、学校と地域がパートナーとして連携・協働するために、地域でどのような子どもたちを育てるのかという目標やビジョンを保護者や地域住民等と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進することが重要です。

具体的施策①

創意工夫を生かした特色ある教育活動の展開

主な取組	○ 学校や地域の実情を踏まえた特色ある教育課程の編成、実施に努めます。 ○ 学校運営の組織的・継続的な改善を目指し、「大分市の学校評価システム」に基づき、PDCAサイクルが機能した学校評価の充実に努めます。 ○ 学校運営協議会制度等を活用し、保護者や地域住民等の学校運営への参画等を進めることにより、学校と地域住民等との信頼関係を深め、共に児童生徒の豊かな学びと育ちの創造に努めます。 ○ 児童生徒の学習意欲の喚起や各教科、総合的な学習の時間などにおける教育活動の充実を図るため、専門的な知識、技能、技術や豊富な経験を有する地域の多様な人材を活用し、学校と地域が一体となった多様な学習活動を展開します。
------	---

目標設定（指標）

No.	指標	基準値 (2023 年度)	目標値 (2029 年度)
1	児童生徒一人一人の状況に応じた教育的支援が実施されていると感じる保護者の割合	※独自調査 (2024 年度実施予定)	基準値 を基に算定
2	困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると思う児童生徒の割合	小学校 71.8% 中学校 69.2%	小学校 90% 中学校 90%
3	いじめの解消率 ※認知から3か月以上経過したもの	小学校 85.1% 中学校 80.7%	小学校 90% 中学校 90%
4	学校内外での相談・指導等を受けている不登校児童生徒の割合	小学校 88.9% 中学校 77.3%	小学校 95% 中学校 85%
5	時代の変化に対応した教育環境が整備されていると感じる保護者の割合	※独自調査 (2024 年度実施予定)	基準値 を基に算定
6	こども一人一人の個性を認め、伸ばしていく指導が行われていると感じる保護者の割合	※独自調査 (2024 年度実施予定)	基準値 を基に算定
7	自身の資質能力の向上につながる研修が実施されていると感じる教職員の割合	61.0%	80%
8	1年間の時間外在校等時間が360時間を超える教職員の割合	51.5%	34%
9	学校が地域と連携してこどもたちの教育活動を支えていると感じる保護者の割合	※独自調査 (2024 年度実施予定)	基準値 を基に算定
10	コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の取組によって、学校と地域や保護者の相互理解が深まったと回答する学校の割合	小学校 92.7% 中学校 78.5%	小学校 100% 中学校 100%

基本方針3

社会教育の推進と生涯学習の振興

人生 100 年時代の到来や I C T 技術の急速な進展等により、社会が大きく変化する中、人々が生涯にわたって学び、活動することへの期待が高まり、現代的・社会的課題や地域における様々な課題に対応するため、社会教育が果たす役割はますます大きくなっています。

このような中、地域住民の多様な学習活動のニーズに応えるとともに、全ての人が生涯を通じて学び続けることができるよう取組を進めることが重要です。

また、少子高齢化や単身世帯の増加により、地域社会を支える人と人との関係性やつながりが希薄化していることから、地域の教育力の向上が求められます。

重点施策(1)

生涯学習支援体制の充実

現状 及び 課題

生涯学習社会の実現に向け、市民の幅広いニーズや現代的・社会的課題に対応できる支援体制の充実が必要とされています。

そのためには、社会教育施設の機能を充実させ、市民の学習と活動を支援する機能を一層強化するとともに、効率的・効果的な生涯学習情報の提供により、利用者の利便性を高めていくことが重要です。

また、読書活動の推進に当たっては、市民図書館をはじめ、学校・家庭・地域が一体となって、社会全体で取り組む必要があります。

具体的施策①

社会教育施設の施設整備及び機能充実

主な取組	○ 「教育施設整備保全計画」に基づき、地区公民館の長寿命化改修を実施し、施設の利便性の向上及び機能充実に努めます。 ○ 関崎海星館の天文・科学関連施設及び観光資源としての特長を生かし、利用促進に努めます。 ○ のつはる少年自然の家において、市民の多様なニーズへの対応や周辺の豊かな自然等を生かした体験プログラムの提供など、施設の利用促進に努めます。 ○ 陶芸を通じて人とのふれあいや物を作る喜びを体験する河原内陶芸楽習館において、陶芸活動の輪を広げ、活力ある地域づくりを推進します。
------	---

具体的施策②

読書活動の支援に向けた環境整備の充実

主な取組	○ 市民図書館の D X 化、読書バリアフリーの促進、各種事業の開催や広報活動の強化など、図書館サービスの向上に努め、多くの人々が集い楽しむことのできる図書館の実現を目指します。 ○ 市民図書館と学校の連携を強化するとともに、地域で子どもと本をつなぐ活動を行っている人々を支援し、こどもの読書活動の推進に努めます。 ○ こどもが読書習慣を身に付けられるよう、こどもの興味・関心を尊重した自主的な読書活動の推進を図るとともに、市民図書館や公民館などにおいて、読書に親しむことができる環境づくりに努めます。 ○ 保護者を対象とした講座や広報活動において、読書の意義や読み聞かせの重要性について啓発し、家庭内における読書習慣の定着を図ります。
------	--

具体的施策③

誰もが生涯にわたって学ぶことのできる学習機会の提供

主な取組	○ 障がいの有無や国籍等にかかわらず、誰もが生涯にわたって学ぶことのできる多様な学習機会の提供に努めます。 ○ こどもたちの健やかな育ちの基盤となる家庭において、家庭教育の担い手である保護者の学習や交流の場を提供します。 ○ 学齢期を過ぎて、中学校程度の学習内容を学びたい人、日本語を学びたい外国人等を対象に「おおいたナイトスクール」を実施し、学習の機会を提供します。 ○ 青少年等の学びの場であるエスペランサ・コレジオにおいて、職業的専門的な知識や技能の修得等、幅広い学習機会を組織的・計画的に提供します。 ○ スマートフォンなどの身近なデジタル機器・サービスの利活用の方法を学ぶ機会や情報モラル講習等を実施するなど、誰一人取り残されないデジタル化に向けた学習機会の提供に努めます。 ○ 地区公民館等において、伝統芸能や科学に関する講座を実施するなど、文化や科学等に対する興味・関心を深める学習機会の提供に努めます。
-------------	--

具体的施策④

効率的・効果的な生涯学習情報の提供

主な取組	○ 大分市ホームページや市報など各種広報媒体において、社会教育施設の施設内容、教室・講座、生涯学習の指導者等に関する情報の発信に努めます。
-------------	---

重点施策(2)

学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

現状 及び 課題

近年、少子高齢化、地域のつながりの希薄化等により、こどもを取り巻く環境が変化中、学校・家庭・地域が連携・協働し、より多くの地域住民等がこどもたちの成長を支えることのできる基盤を整備していく必要があります。

また、身近に相談相手がおらず、子育てへの不安を感じる保護者も多く、社会全体で家庭教育を支える取組の重要性が高まっています。

具体的施策①

地域活動を支える人材の育成や活用

主な取組	○ 地域と学校をつなぐ架け橋となる地域コーディネーターを配置するなど、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働し、多くの地域住民等がこどもたちの学びや成長を支える地域学校協働活動を推進します。 ○ こどもたちに学びを提供する指導者等のスキルアップや新たなボランティア人材を育成する教室・講座及び研修を地区公民館等で実施し、住民のボランティア意識の高揚や地域の教育力の向上を図ります。
-------------	--

具体的施策②

地域におけるこどもの体験活動の充実

主な取組	○ 放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、こどもに様々な体験活動等の機会を定期的かつ継続的に提供する地域団体等の活動を支援するなど、地域の教育力の向上を図ります。 ○ 地区公民館が地区住民や各種団体等と連携・協働し、地域における様々な学習や体験活動の機会の充実に努めます。
-------------	--

具体的施策③

地域におけるこどもの健全育成

主な取組	○ 社会教育関係団体をはじめ地域の多様な主体と連携し、こどもの健全育成に努めます。 ○ 大分市青少年健全育成連絡協議会や大分市青少年補導員連絡協議会等と連携し、こどもへの積極的な声かけや見守り等を通じて地域の連帯感を育みます。 ○ 学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で家庭教育を支えるため、地域のネットワークづくりを推進します。
-------------	---

目標設定（指標）

No.	指標	基準値 (2023 年度)	目標値 (2029 年度)
1	地区公民館における教室・講座等の受講者数	37,558 人	45,000 人
2	のつはる少年自然の家の利用者数	21,300 人	23,500 人
3	大分市民図書館等の利用者数	794,934 人	900,000 人
4	社会教育施設において、学びの機会が提供されていると感じる 市民の割合	※独自調査 (2024 年度実施予定)	基準値 を基に算定
5	地域社会の中で子どもたちが健全に育成されていると感じる 市民の割合	※独自調査 (2024 年度実施予定)	基準値 を基に算定
6	おおいたふれあい学びの広場推進事業（地域主体型）の回数	577 回	850 回

基本方針4

個性豊かな文化・芸術の創造と発信

文化・芸術は、心豊かな市民生活を実現するとともに、郷土を愛する心や地域の一体感を醸成する大きな役割を担っています。

また、デジタル技術の進展に伴い、文化・芸術により生み出される様々な価値を幅広い関連分野へ活用することが期待されています。

重点施策(1)

芸術の振興と発信

現状 及び 課題

芸術は、人々に感動や生きる喜びを与え、生活にうおいとやすらぎをもたらす役割を担っています。近年、地域の文化・芸術資源を積極的に活用し、特色に応じた取組を展開することで、地域の活性化を図る、創造都市の実現が求められています。

こうした中、心豊かな市民生活の実現のためには、幅広い世代が大分ゆかりの美術はもとより、国内外の様々な分野の芸術を鑑賞する機会や、気軽に創作活動に参加し作品を発表する機会の拡大を図ることが重要となっています。

また、美術関連情報を積極的に発信する中、取組の基盤である市美術館が大分県立美術館などの関係機関や観光、福祉、国際交流などの様々な分野と連携し、美術を生かした魅力あふれるまちづくりを進める必要があります。

具体的施策①

優れた芸術を鑑賞する機会の提供

主な取組	○ 市美術館やアートプラザ、コモンスペースの積極的な利用を促進し、市民の芸術に対する興味・関心を高めます。 ○ 国内外の様々な分野の美術や大分ゆかりの優れた作家の作品を紹介する展覧会の充実に努めます。 ○ 計画的な施設の営繕を行い、より快適に美術を楽しむことができる環境づくりに努めます。
------	--

具体的施策②

教育普及活動の充実及び次世代の芸術家の育成

主な取組	○ 次代を担うこどもたちに美術への興味・関心を高めてもらえるよう教育普及活動の充実に努めます。 ○ 発表と鑑賞の機会を提供する大分市美術展の開催や若手芸術家の能力を活用する展覧会・イベント等の実施など、市民の美術における創作活動を促進します。 ○ 優れた文化・芸術に触れる機会や発表の場の創出・提供を通して、豊かな人間性や創造性かん養し、次世代の文化・芸術の担い手を育みます。
------	--

具体的施策③

美術品の収集・保管、活用、情報発信の充実

主な取組	○ 美術品を計画的に収集・保管し、調査研究やデジタルアーカイブを推進するなど、その成果をコレクション展等において活用します。 ○ 市美術館の行う事業について、ホームページやSNS、市報・チラシ、マスコミなど各種広報媒体の活用や多言語化など戦略的な広報を実施し、効果的な情報発信に努めます。
------	--

重点施策(2)

文化財の保存・活用

現状 及び 課題

文化財や伝統文化など、郷土の先人たちが築き上げ、守り育ててきた貴重な文化遺産については、保存・活用し、次世代へ継承していくことが求められていますが、近年では、文化遺産の滅失の防止が喫緊の課題となっており、地域ごとの魅力ある文化遺産を保存・活用する体制づくりが重要となっています。

特に、大友氏遺跡については、本市の個性と魅力を代表する歴史公園として整備を進め、広く市民が学習・交流を深める場として活用することが期待されています。

また、歴史資料館等においては、市内を中心とした考古、歴史、民俗等に関する資料の収集や、各種展示・講座などの充実に努め、文化財に関する情報を積極的に提供することが求められています。

具体的施策①

文化財の適正な保存と活用

主な取組	○ 地域ごとの魅力ある文化遺産を把握し、計画的に保存・活用するなど、文化遺産を生かしたまちづくりを進めます。 ○ 文化財の指定・登録等を通じて、文化財の価値を損なわないよう修理を行うなど、適切な保存に努めます。 ○ 大分元町石仏、府内城人質櫓、曲石仏、帆足本家酒造蔵等の重要な文化財の保存整備に努めます。 ○ 有形無形の文化財、地域の伝統行事、自然や景観等の文化資源について、情報収集やデジタルアーカイブの推進により、次世代に継承し、観光、地域活性化、教育など、様々な分野での活用を促進します。
------	---

具体的施策②

大友氏遺跡の調査・整備・公開と情報発信の充実

主な取組	○ 「史跡大友氏遺跡整備基本計画」に基づき、歴史公園としての整備を進め、大友氏遺跡の適切な保存・活用に努めます。 ○ 多くの来訪者が郷土の歴史・文化について学べるよう、南蛮B V N G O交流館において、工夫を凝らした展示や映像で大友宗麟や大友氏遺跡を紹介するなど、大友氏遺跡の積極的な情報発信に努めます。
------	--

具体的施策③

歴史資料館等の施設機能及び情報提供機能の充実

主な取組	○ 来館者の利便性の向上や収集資料の適正な保管のため、歴史資料館等の施設機能の整備を図ります。 ○ 考古、歴史、民俗等に関する資料を収集・研究し、企画展示等を充実するなど、収蔵資料や文化財情報の積極的な公開活用を図ります。 ○ 歴史資料館等において、体験メニューや講座を充実させるとともに、ホームページや市報・チラシ、マスコミなど各種広報媒体の利用や展示解説の多言語化など、効果的な情報発信に努めます。
------	---

具体的施策④**伝統的な芸能や行事の保存・継承**

主な取組	○ 地域において守り伝えられてきた伝統行事、民俗芸能、伝統芸能等の継承、再興及び発展を通じ、地域における世代間交流の推進と地域の活性化を図ります。 ○ 伝統芸能の継承者を育成し、地域の活性化を図ります。
------	---

具体的施策⑤**郷土の歴史や文化を大切にする心の醸成と人材育成**

主な取組	○ 郷土学習資料を活用した学びや歴史検定などを通じて、大友氏をはじめとする大分の歴史を学ぶことで、郷土の歴史や文化に興味関心を持ち、大切にする心を醸成します。 ○ 史跡大友氏遺跡の来訪者に対してガイドを行うFUNAIジュニアガイドや大友氏遺跡史跡ボランティアガイドなど、郷土の歴史や文化を大切にし、その魅力を発信することができる人材を育成します。
------	---

目標設定（指標）

No.	指標	基準値 (2023 年度)	目標値 (2029 年度)
1	地域の歴史や文化資源に親しむ機会があると思う市民の割合	※独自調査 (2024 年度実施予定)	基準値 を基に算定
2	市美術館主催の教育普及活動（出前教室等）の受講者数	1,077 人	1,200 人
3	市美術館ホームページのアクセス数	693,388 件	720,000 件
4	市美術館の利用者数	213,815 人	250,000 人
5	大友氏遺跡が大分市の新たなランドマークとなることに期待する市民の割合	※独自調査 (2024 年度実施予定)	基準値 を基に算定
6	「大分市デジタルアーカイブ～おおいたの記憶～」のアクセス数	20,619 件	21,000 件
7	歴史資料館の利用者数	32,218 人	43,000 人
8	郷土おおいたの歴史文化に興味をもっている児童生徒の割合	※独自調査 (2024 年度実施予定)	基準値 を基に算定

基本方針 5

スポーツの振興

スポーツは、体力の向上や健康の保持増進だけでなく、精神的充足や楽しさ、喜びをもたらし、人とのつながりを生み出すなど、心の豊かさを育む文化です。

近年、東京 2020 オリンピックの競技種目となったスケートボードやBMXなどのアーバンスポーツが、若い世代の活躍により大きな話題になるなど、スポーツに対する関心が一層高まっています。

こうした中、スポーツを「する」「みる」「ささえる」といった多様なニーズに応えるとともに、年齢や性別、障がいの有無等を問わず、市民の誰もが生涯にわたってスポーツに参画することができるよう、環境を整備していくことが求められています。

2017（平成 29）年度よりスポーツ振興に関する事務を市長部局に移管したため、「基本方針 5 『スポーツの振興』」における施策については、「大分市スポーツ推進計画」にて掲載しています。

基本方針 6

人権を尊重する社会づくりの推進

全ての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る豊かな社会を実現するためには、市民一人一人の人権尊重の精神を育むことが不可欠であり、人権教育の果たす役割は大きくなっています。

2016（平成 28）年には、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」が施行され、本市では「大分市人権教育・啓発基本計画」を 2017（平成 29）年に改定し、あらゆる差別の解消や多様性を認め合うことを目指した教育・啓発のより一層の充実を図っています。

しかしながら、差別は現在もなお存在し、また、急激な社会情勢の変化に伴い、人権問題が複雑化・多様化しているため、人権問題への正しい理解と認識を深めるとともに、真に人の痛みが分かり、思いやりとやさしさに満ちた感性豊かな人間性を育むことが求められています。

重点施策(1)

学校教育における人権教育の推進と充実

現状 及び 課題

差別が依然として存在する中、こどもの人権意識の高揚を図り、差別をなくす意欲と実践力を培うことが求められています。

このため、各学校においては、「大分市人権教育・啓発基本計画」を踏まえ、人権教育の全体計画及び年間計画を作成し、教育活動全体を通して人権尊重の視点に立った組織的・計画的な指導に努めることが重要です。

今後とも、教職員研修の充実に努め、人権意識の高揚を図るとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さも認めることができる」という人権尊重の精神を育む教育を一層推進する必要があります。

具体的施策①

差別解消に向けた教育の推進

主な取組

- 人権に関する知的理解の深化を目指した指導内容・方法の工夫改善を図るとともに、様々な人との交流活動や体験活動を推進し、他の人の立場に立って考える力や差別に気づき行動できる力の育成に努めます。
- こどもに豊かな人権感覚を育むための教職員研修の充実に努めます。

重点施策(2)

社会教育における人権教育の推進と充実

現状 及び 課題

本市では、市民の人権意識の高揚を図るため、公民館などの社会教育施設を中心に、生涯の各期に応じた人権問題に関する学習が展開されています。さらに、市内全域に13の「地区人権教育（尊重）推進協議会」が整備され、地域の実情に応じた講演会や懇談会の実施、人権標語の募集・掲示などの啓発活動に取り組んでいます。

今後も、人権が尊重されるまちづくりを推進するため、諸団体との連携を強化し、より多くの市民が主体的に学習できる機会を提供する必要があります。

具体的施策①

地区公民館を拠点とした人権問題に関する学習機会の提供

主な取組

- 地区公民館及び地区人権教育（尊重）推進協議会との連携を強化し、地域の課題やニーズに応じて学習プログラムを工夫改善するなど、学習講座や地区懇談会等の充実に努めます。

重点施策(3)

人権啓発の推進

現状 及び 課題

全ての人の基本的人権が尊重され、様々な文化や多様性を認め合う共生社会を実現することが求められています。

このため、あらゆる差別の解消に向け、行政と市民が一体となって取り組み、「市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、共に生きる喜びを実感できる地域社会」の実現に努めることが重要です。

今後も、年間を通じて効果的な啓発事業を実施し、人権尊重の理念を市民の日常生活に定着させることで、地域に住む人々の相互理解を深めていく必要があります。

具体的施策①

人権啓発活動の充実

主な取組

- 市報への掲載、啓発資料の作成・配布、ポスターや横断幕の掲示等、人権尊重の理念に関する市民の理解を深める啓発活動の充実に努めます。
- 中心市街地等における啓発活動の充実を図り、地域住民の参加・交流を促進することにより、人権啓発の推進に努めます。

目標設定（指標）

No.	指標	基準値 (2023 年度)	目標値 (2029 年度)
1	地域人材を含む外部講師等の活用による人権学習を受講した児童生徒の割合	42.7%	100%
2	地区公民館及び地区人権教育（尊重）推進協議会の地区懇談会等への参加者数	9,446 人	11,000 人
3	「おおいた人権フェスティバル」の参加者数	※独自調査 (2024 年度実施予定)	基準値 を基に算定

目標設定（指標）一覧

No	目標設定（指標）	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
基本方針1 生きる力を育む学校教育の充実			
1	国・県・市主催の学力調査における全国平均以上の教科の割合	小学校 100 % 中学校 82.6%	小学校 100% 中学校 100%
2	授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ児童生徒の割合	小学校 79.3% 中学校 78.6%	小学校 90% 中学校 90%
3	学級の児童生徒との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができている児童生徒の割合	小学校 80.6% 中学校 79.6%	小学校 90% 中学校 90%
4	自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小学校 84.6% 中学校 81.2%	小学校 90% 中学校 90%
5	道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる児童生徒の割合	小学校 83.2% 中学校 86.7%	小学校 100% 中学校 100%
6	読書活動や体験活動等を通して、感動したり、自分の考えが広がったりしたと感じる児童生徒の割合	※独自調査 (2024年度実施予定)	基準値 を基に算定
7	新体力テストにおける総合評価がC以上の児童生徒の割合	小学校 79.6% 中学校 83.7%	小学校 81% 中学校 86%
8	自分の健康で気を付けていることがある児童生徒の割合	小学校 83.2% 中学校 73.4%	小学校 90% 中学校 90%
9	地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合	小学校 75.2% 中学校 62.3%	小学校 90% 中学校 90%
10	総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組むことができる児童生徒の割合	小学校 70.5% 中学校 70.8%	小学校 90% 中学校 90%
11	自分の住んでいる国や他国の文化を知り、多様な人々と交流してみたいと思う児童生徒の割合	※独自調査 (2024年度実施予定)	基準値 を基に算定
12	授業で、P C・タブレットなどのI C T機器を、週3回以上使用した児童生徒の割合	小学校 55.4% 中学校 60.6%	小学校 80% 中学校 90%
13	特別な支援を必要とする児童生徒に対して特性に応じた指導の工夫（板書、説明、教材提示の方法等）を行っている学校の割合	小学校 58.2% 中学校 60.7%	小学校 90% 中学校 90%
14	「育みたい資質・能力」を踏まえたカリキュラムを作成し、評価・改善を行っている施設の割合	81.0%	100%
15	子育て相談・講演や遊びの場の提供等を実施した施設の割合	27.7%	70%
16	校区幼保小連携推進協議会を年2回以上実施し、授業参観・保育参観を通じた協議を行った小学校の割合	22.0%	70%
17	中学校進学（7年生の進級）にあたり、不安よりも期待が大きいと感じる児童の割合	※独自調査 (2024年度実施予定)	基準値 を基に算定
18	将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合	小学校 82.1% 中学校 66.8%	小学校 90% 中学校 85%
基本方針2 こどもたちの学びを支える教育環境の充実			
1	児童生徒一人一人の状況に応じた教育的支援が実施されていると感じる保護者の割合	※独自調査 (2024年度実施予定)	基準値 を基に算定
2	困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると思う児童生徒の割合	小学校 71.8% 中学校 69.2%	小学校 90% 中学校 90%
3	いじめの解消率 ※認知から3か月以上経過したもの	小学校 85.1% 中学校 80.7%	小学校 90% 中学校 90%
4	学校内外での相談・指導等を受けている不登校児童生徒の割合	小学校 88.9% 中学校 77.3%	小学校 95% 中学校 85%
5	時代の変化に対応した教育環境が整備されていると感じる保護者の割合	※独自調査 (2024年度実施予定)	基準値 を基に算定
6	こども一人一人の個性を認め、伸ばしていく指導が行われていると感じる保護者の割合	※独自調査 (2024年度実施予定)	基準値 を基に算定
7	自身の資質能力の向上につながる研修が実施されていると感じる教職員の割合	61.0%	80%
8	1年間の時間外在校等時間が360時間を超える教職員の割合	51.5%	34%
9	学校が地域と連携してこどもたちの教育活動を支えていると感じる保護者の割合	※独自調査 (2024年度実施予定)	基準値 を基に算定
10	コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の取組によって、学校と地域や保護者の相互理解が深まったと回答する学校の割合	小学校 92.7% 中学校 78.5%	小学校 100% 中学校 100%

No	目標設定（指標）	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
基本方針3 社会教育の推進と生涯学習の振興			
1	地区公民館における教室・講座等の受講者数	37,558人	45,000人
2	のつはる少年自然の家の利用者数	21,300人	23,500人
3	大分市民図書館等の利用者数	794,934人	900,000人
4	社会教育施設において、学びの機会が提供されていると感じる市民の割合	※独自調査 (2024年度実施予定)	基準値 を基に算定
5	地域社会の中でこどもたちが健全に育成されていると感じる市民の割合	※独自調査 (2024年度実施予定)	基準値 を基に算定
6	おおいたふれあい学びの広場推進事業（地域主体型）の回数	577回	850回
基本方針4 個性豊かな文化・芸術の創造と発信			
1	地域の歴史や文化資源に親しむ機会があると思う市民の割合	※独自調査 (2024年度実施予定)	基準値 を基に算定
2	市美術館主催の教育普及活動（出前教室等）の受講者数	1,077人	1,200人
3	市美術館ホームページのアクセス数	693,388件	720,000件
4	市美術館の利用者数	213,815件	250,000件
5	大友氏遺跡が大分市の新たなランドマークとなることに期待する市民の割合	※独自調査 (2024年度実施予定)	基準値 を基に算定
6	「大分市デジタルアーカイブ～おおいたの記憶～」のアクセス数	20,619件	21,000件
7	歴史資料館の利用者数	32,218件	43,000件
8	郷土おおいたの歴史文化に興味をもっている児童生徒の割合	※独自調査 (2024年度実施予定)	基準値 を基に算定
基本方針6 人権を尊重する社会づくりの推進			
1	地域人材を含む外部講師等の活用による人権学習を受講した児童生徒の割合	43%	100%
2	地区公民館及び地区人権教育（尊重）推進協議会の地区懇談会等への参加者数	9,446人	11,000人
3	「おおいた人権フェスティバル」の参加者数	※独自調査 (2024年度実施予定)	基準値 を基に算定

用語解説

※ 五十音順

読み	用 語	解 説	掲載 ページ
ア	I C T	Information and Communication Technology の略。情報通信技術（情報・通信に関する技術一般の総称）。	8
	新たな教師の学びの姿	2021(令和3)年の「『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて」（審議まとめ）において示された①自律的に学ぶ「主体的な姿勢」、②求められる知識技能が変わっていくことを意識した「継続的な学び」、③教師の個性に即した「個別最適な学び」、④他者との対話や振り返りの機会を確保した「協働的な学び」の四つの姿のこと。	14
イ	いじめの解消率	いじめの認知件数に対して解消している件数の割合。 いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。 ①被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続していること。 ②被害児童生徒がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること。	16
	医療的ケア	一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為。	12
	インクルーシブ教育システム	障がい者が積極的に参加・貢献できる共生社会の実現のために、障がいのある者と障がいのない者が可能な限り共に学ぶ仕組み。	12
エ	S N S	ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略。ネット上で共同体を構築できるサービス。参加者は、プロフィールや趣味を公開し、日記の掲載、情報交換などを行うもの。	21
	エスペランサ・コレジオ	職業的専門的知識技能の修得及び一般教養の向上に意欲のある青少年等の学習活動の支援を行う社会教育施設。	18
オ	大分市相談支援ファイル「つながり」	教育、医療、福祉、保健、労働等の各機関が保護者と必要な情報を共有し、連携して相談・支援を行うために、特別の支援や配慮を必要とする乳幼児児童生徒の情報を整理したファイル。	8
	大分市デジタルアーカイブ～おおいたの記憶～	2023（令和5）年6月より公開を開始した市内に残る有形無形の文化財、地域の伝統行事、自然や景観等の文化資源を一元的に管理するデータベースと、それらを公開するウェブサイト。	24
	大分市の学校評価システム	地域に開かれ信頼される学校づくりを推進するため、学校の教育活動や学校運営の状況についてPDCAサイクル〈計画（Plan）-実施（Do）-評価（Check）-改善（Action）〉を活用し、学校の組織的・継続的な改善を図るもの。	15

読み	用 語	解 説	掲載 ページ
オ	大分市幼児教育・保育カリキュラム	乳幼児期のこども一人一人の発達に応じた適切な教育・保育の充実を図るための手引き。	9
	おおいた人権フェスティバル	人権講演会、中心市街地等での啓発活動、人権作品コンクール等、市民一人一人が互いに人権を尊重し合い、共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現を目指し、地域住民の参加・交流を促進する事業。	28
	おおいたナイトスクール	学齢期を過ぎて、もう一度中学校程度の学習内容を学びたい人、日本語を学びたい外国人等を対象にした夜間の講座。	18
	おおいたふれあい学びの広場推進事業 (地域主体型)	地域の団体等が実行委員会を組織し、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用してこどもに様々な体験活動等の機会を定期的かつ継続的に提供するもの。	20
	オンデマンド型研修	教育用タブレット端末又は校務用パソコンを利用して、オンラインで動画等を閲覧する方法で受講する研修。	14
カ	学級集団検査	学校生活における児童・生徒個々の意欲や満足感、学級集団の様態を質問紙によって測定するもので、いじめや不登校の未然防止、よりよい学級集団づくりに活用できる検査。	13
	学校運営協議会制度	学校運営の改善の取組をさらに一步進めるものとして、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って、学校の運営に参画することを可能とする制度。校長が作成する学校運営の基本的な方針について承認を行うことや、学校運営全般について教育委員会や校長に意見を述べることで、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるができる。	15
	学校内外での相談・指導等	不登校児童生徒に対する、学校内（養護教諭、スクールカウンセラー等）や学校外（教育支援センター、医療機関、民間施設等）による専門的な相談・支援等のこと。	16
キ	教科指導マイスター	各中学校及び義務教育学校において、教科指導に関する指導・助言を行う教科指導員。	6
	教科担任制	学級担任以外の教員が教科等の主指導を行うこと。	6
	協働的な学び	「個別最適な学び」の成果を生かし、探究的な学習や体験活動等を通じ、児童生徒同士あるいは地域の方々をはじめとする多様な他者と協働しながら進めていく学びのこと。児童生徒一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせられ、考えが深化するような、よりよい学びを生み出すことを目指す。	6
コ	合理的配慮	一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて、教育内容や方法、支援体制や施設・設備について、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。	8

読み	用 語	解 説	掲載 ページ
コ	個別最適な学び	児童生徒一人一人の学習進度や個性に応じ、自らに合った学習方法や進め方で取り組んでいく学びのこと。 ・「指導の個別化」(一定の目標を全ての児童生徒が達成することを目指し、個々に応じて異なる方法等で学習を進めること) ・「学習の個性化」(個々の児童生徒の興味・関心等に応じた異なる目標に向けて、学習を深め、広げること) の2つの側面で整理され、児童生徒が自己調整しながら学習を進めていくことができるようにすることを目指す。	6
	個別の教育支援計画	長期的な視点に立って乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うために、家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画。	8
	個別の指導計画	教職員の共通理解の下にきめ細かな指導を行うために、「個別の教育支援計画」に示された長期的な支援の方針を踏まえ、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画。	8
シ	巡回教育相談	障がいのある就学前のこどもの保護者や関係者等に対して行う、障がいの状態及び発達の段階、特性等に応じた支援の在り方、就学に係る手続き等についての教育相談(7月～8月実施)。	8
	情報活用能力	学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力。	8
	情報モラル	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。	8
ス	スクールカウンセラー	学校で児童生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じ、カウンセリングをしたり、教職員や保護者に対して指導や援助をしたりする専門家。1995(平成7)年以降、文部科学省が暴力行為、いじめ、不登校などの解決と予防のために、臨床心理士など専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを小・中学校、高校に配置した。	13
	スクールソーシャルワーカー	家庭環境等に起因する様々な課題を抱えるこどもに対応するため、児童相談所や福祉事務所等の関係機関との連携や教員支援等を行う、教育・社会福祉等の専門的な知識や技術を有する職員。	12
	STEAM教育	Science〈科学〉, Technology〈技術〉, Engineering〈工学〉, Arts〈芸術・リベラルアーツ〉, Mathematics〈数学〉の頭文字であり、各教科等での学習を実社会での問題発見やその解決にいかしていくための教科等横断的な教育。	7

読み	用語	解説	掲載ページ
セ	全国平均以上の教科	全国学力・学習状況調査の結果については、各教科における本市の「平均正答率」が全国の平均正答率を上回っている教科とする。大分県学力定着状況調査及び大分市標準学力調査の結果については、各教科における本市の「平均偏差値」が全国的な平均偏差値である 50 を上回っている教科とする。なお、各調査において、問題の種別が「知識」「活用」に分かれている場合は、種別ごとに評価する。	11
チ	地域学校協働活動	幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で未来を担うこどもたちの成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。	16
	地域コーディネーター	地域学校協働活動を推進するために、教育委員会の施策に協力して地域住民等と学校との情報共有を図るとともに、地域住民に対する助言を行うなど、地域と学校をつなぐ架け橋の役割を果たす地域学校協働活動推進員。	19
	地区懇談会	近隣の人々が公民館等に集い、人権に関わる問題について少人数で学び合う懇談会。	28
	地区人権教育（尊重）推進協議会	市内全域を網羅し、人権が尊重される住みよい地域づくり、いわゆる「人権のまちづくり」に取り組んでいくことを目的に、地域が主体となり、13 地区公民館ごとに設立した組織。	27
テ	D X 化	企業や行政などの組織や活動、あるいは社会の仕組みや在り方、人々の暮らしなどがデジタル技術の導入と浸透により根本的に変革すること。図書館においては、図書館のデータやデジタル技術を活用して、利用者ニーズに応じたサービスの向上や図書館運営の方法を変えること。デジタル社会に対応した図書館環境の整備。	17
ト	読書バリアフリー	障がいの有無にかかわらず読書することができる社会の実現を目指すこと。『視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）』が 2019（令和元）年に施行された。	17
フ	不登校	何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。	12
	F U N A I ジュニアガイド	2017（平成 29）年度より活動を開始した、大友氏を中心に大分の歴史の魅力を発信する大分市の公式こどもガイド。大友氏関連イベント等でガイド活動を行っている。毎年夏に開催されている「FUNAI ジュニア検定」の合格者のうち、希望者が所定の研修を経てガイドとなる。	23
ヤ	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども。	13
ヨ	余裕教室	今後 5 年間以内に、普通教室として使用されることがないと考えられる教室。	13